

奈良工業高等専門学校マスコットキャラクター使用ガイドライン

令和6年7月11日制定

奈良工業高等専門学校マスコットキャラクター取扱要項（令和6年7月11日制定）（以下「取扱要項」という。）第11条に規定する事項については本ガイドラインによる。












1. 著作権の表示

営利目的でマスコットキャラクターを使用する場合は、必ず” © NIT(KOSEN), Nara College “と著作権を表記すること。著作権の表示は、できるだけマスコットキャラクターに近い場所に置くこととし、推奨書体はMSゴシックとする。

2. マスコットキャラクターのカラー・サイズ・表現

①取扱要項別図に定めるマスコットキャラクターは、以下のカラーとする。

【マスコットキャラクター基本原型①ナナ・コット】

パーツ	色	カラーコード	C	M	Y	K
操縦ロボット頭の桜		#F19595	0	53	29	0
操縦ロボット体全体		#CBCBCC	24	18	17	0
操縦ロボット手		#999899	46	38	35	0
金魚ロボット体全体		#C13432	25	92	83	0
金魚ロボットボタン1		#08348B	100	89	7	0
金魚ロボットボタン2		#1A6F00	88	49	100	15
金魚ロボットボタン3		#C36464	25	71	52	0
金魚ロボットボタン4・口		#F29539	0	52	80	0
金魚ロボット内部		#81FD22	45	100	100	15
文字		#000000	0	0	0	100
水（暗）		#11335E	100	91	47	9
水（濃）		#306292	84	60	25	0
水（薄）		#3691BF	74	30	13	0

【マスコットキャラクター基本原型②じゃんぺん】

パーツ	色	カラーコード	C	M	Y	K
体全体		#81CDE4	50	0	10	0
体全体		#FFFFFF	0	0	0	0
目		#231815	0	0	0	100
口・王冠		#FFF209	0	0	88	0
ほっぺ		#EE89B5	0	59	0	0
土台（濃）		#747374	0	0	0	69
土台（薄）		#B5B5B6	0	0	0	40
土台名称記載部分		#E6E6E6	0	0	0	15
王冠		#E71F19	0	96	94.5	0

- ②ライン単色表現はK100%を原則とするが、他の単色を使用してもよい。
- ③取扱要項別図に定めるマスコットキャラクターのサイズは、縦横比は基本原型のとおりとし、基本表記①で高さ30mmを最小とし、基本表記②で高さ15mmを最小とする。
- ④マスコットキャラクターの天地は変更しないものとする。
- ⑤マスコットキャラクターのトリミング表現
マスコットキャラクターの一部を切り取って使用することができる。ただし、マスコットキャラクターのイメージを損なわないと本校が判断した場合に限る。
- ⑥マスコットキャラクターの回転表現
マスコットキャラクターを図柄としての表現で複数のマスコットキャラクターを回転させて使用することは可能とする。
- ⑦マスコットキャラクターとモチーフとの組み合わせ表現
本校のイメージを想起させるモチーフ、本校と関係の深いモチーフであれば組み合わせで表現することができる。
- ⑧マスコットキャラクターと文字との組み合わせ表現
製作内容に合わせて文字を組み合わせたデザインとすることは可能とする。
(例) Welcome to NIT(KOSEN), Nara College

3. マスコットキャラクターの表示上の使用禁止例

マスコットキャラクターの個性、イメージの統一を図るために以下のとおり使用禁止例を定めるものとする。特に受け手に不快感を与えたり、視認性を損なうような表現は厳禁とする。キャラクターのイメージを損なう表現（飲酒・たばこ・ギャンブル・暴力的な表現等）は厳禁とする。

また、マスコットキャラクターを使用することで商品等の品質を誤認する表現、出所を混同する表現、特定の団体名が入った物を持たせる等、特定の団体等を公認・推奨するかのよ様な表現も厳禁とする。

- ①取扱要項第9条に定める改変を本校に無断で行うこと。
- ②指定以外の色の使用をすること。
- ③左右反転で使用するすること。
- ④キャラクターのイメージを損なう物等を持たせること。
- ⑤キャラクターと調和しない形状や色等を周辺に配置すること。
- ⑥キャラクターの表情等部分的に加工すること。
- ⑦キャラクターに色付きの縁取りをつける。
- ⑧キャラクターを重ねて使用するすること。
- ⑨キャラクターに吹き出しを付けること。

4. マスコットキャラクターの名称の表示

基本表記①、②に規定するマスコットキャラクターの名称について、フォントは原則制限しない。ただし、マスコットキャラクターのイメージを損なう恐れがあると本校が判断したフォントについては、使用を制限することがある。

5. PR メッセージ等との組み合わせ

基本表記①、②に規定するマスコットキャラクターと PR メッセージ等を組み合わせる場合は、取扱要項第9条に定める改変とみなし、使用申請時に本校と協議するものとする。

6. その他

上記5項に定めのない事項については、必要に応じて追記するものとする。